

役場からのお知らせ

役場 072-0450
 ぶれのセンター 073-0811
 農業センター 073-0978

ご存知ですか？

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障害などにより判断する能力が不十分な方が、経済的な不利益を受けたり、人としての尊厳が損なわれないように、支援する人（成年後見等）が法律行為を支援する制度です。

■任意後見制度

判断する能力のある方 が将来に備えて「誰に」「どのような支援」をしようかを自分自身で決め、契約しておく制度です。判断能力が不十分になった後に支援が始まります。

■法定後見制度

判断する能力の不十分な方 の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つに区分され、財産管理や身上監護（医療契約・介護サービス利用契約などの法律行為）を行います。判断能力に依りて、支援する人（成年後見人等）が家庭裁判所から選ばれます。



問い合わせ先：住民課地域包括支援センター班
 高知家庭裁判所 ☎088-822-0340

今年度まだがん検診を受けていないみなさまにお知らせです



今年度のがん検診を受診していない方を対象に、下記のとおり「がん検診」を実施します。今回の検診は、住所地以外の会場でも受診ができますので、お勤め先に近い会場など、ご都合に合わせて受診会場を決めてお申し込みください。各検診日の2週間前までに申し込みが必要となりますのでご注意ください。

実施日・会場・検診の種類 受診受付時間は9時から10時30分まで（予定）

検診日	市町村	実施場所	肺	胃	大腸	乳	子宮
1月15日(金)	高知市	保健福祉センター	●	●	●		
1月18日(月)~21日(木)			●	●	●		
1月22日(金)			●	●	●		●
1月26日(火)~27日(水)			●	●	●		
1月28日(木)~29日(金)		春野あじさい会館	●	●	●		●
1月31日(日)		県民体育館	●	●	●	●	●
2月1日(月)		保健福祉センター	●	●	●		
2月2日(火)~5日(金)			●	●	●		
2月8日(月)~10日(水)			●	●	●		
2月12日(金)		県民体育館	●	●	●	●	●
2月15日(月)		JR高知駅南口こうち旅広場	●	●	●	●	●
2月17日(水)		保健福祉センター	●	●	●		
2月18日(木)			●	●	●		
2月22日(月)		JR高知駅南口こうち旅広場	●	●	●	●	●
2月23日(火)	保健福祉センター	●	●	●			
2月25日(木)~26日(金)		●	●	●			
2月27日(土)		●	●	●	●	●	
2月28日(日)~29日(月)	南国市	保健福祉センター	●	●	●		●
3月1日(火)~4日(金)	高知市	保健福祉センター	●	●	●		
3月7日(月)~14日(月)			●	●	●		
3月16日(水)~18日(金)			●	●	●		

対象となる方 以下の年齢の方のうち、今年度（平成27年4月1日～）がん検診を受診していない方
 肺がん検診・胃がん検診・大腸がん検診：40歳以上の男女
 乳がん検診：40歳以上の女性
 子宮頸がん検診：20歳以上の女性

自己負担額 無料

申込方法 ※通常の市町村検診と申込先が異なりますのでご注意ください。

平成27年12月14日(月) から、電話にて申し込みを受け付けています。
 (各会場先着順により、定員に達した時点で申し込みを締め切りますので、ご了承ください。)
 申込先：公益財団法人 高知県総合保健協会
 申込電話番号：☎088-831-4351、☎088-833-4892、☎088-833-4668
 申込受付時間：8時30分から17時まで（土・日・祝日は休）

チップ用材の出荷に

商品券を交付しています

森林整備の推進と自伐林家等への支援をすため、C材（用材用とらない部材）を川口南のチップ工場へ自ら出荷した場合に「大豊町商工会商品券」を重量に応じて交付しています。



【対象者】
 町内の自伐林家等（森林所有者、林業自営業者、林業一人親方、NPO法人に所属している者、ボランティア団体に所属している者等）

【対象樹種】
 スギ、ヒノキ、雑木などチップ工場で受け入れ可能なもの

【支援額】

1トン当たり1,500円相当の大豊町商工会商品券
 ※伐採届などの出荷時に提出する書類やチップ工場の受入基準についてはお問い合わせください。

問い合わせ先

プロジェクト推進室
 100年の森プロジェクト

農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦・公募について

農業委員会法が改正され、選挙制が廃止されました。それに伴い、農業委員の選任について、推薦・公募により町長が任命することになりました。また、新しく農地利用最適化推進委員が新設されました。農地利用最適化推進委員の選任については農業委員会が委嘱をします。



農業委員の職務は月1回程度の総会に出席し各案件を審議して最終的に合議体として決定することが主体になります。

農地利用最適化推進委員の職務は、担当地域において耕作放棄地等の状況把握や農地の利用状況調査が主体になります。

賃金は、1日あたり農業委員会長1万2千円、副会長1万1千円、委員1万円及び交通費。農地利用最適化推進委員は1万円及び交通費が出勤日数に応じて支給されます。

定数は農業委員10名、農地利用最適化推進委員4名です。任期は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

つきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦・公募を、平成28年1月8日から2月4日まで実施します。

推薦・公募の様式は農業委員会にありますので、ご連絡をいただければ郵送いたします。

問い合わせ・提出先：農業委員会事務局（産業建設課産業班内）